

## ○振動規制法の特定工場に係る規制基準

(法第4条、第5条 平成15年4月1日区告示第110号)

単位: デシベル

| 区域の区分  |  | 時間の区分 |                | 音量 |
|--|--|-------|----------------|----|
| 種別   | 該当地域   |       |                |    |
| 第1種<br>区域  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種低層住居専用地域</li> <li>・第2種低層住居専用地域</li> <li>・第1種中高層住居専用地域</li> <li>・第2種中高層住居専用地域</li> <li>・第1種住居地域</li> <li>・第2種住居地域</li> <li>・準住居地域</li> <li>・用途地域の定められていない地域</li> </ul> | 昼間    | 午前8時から午後7時まで   | 60 |
|  |  | 夜間    | 午後7時から翌日午前8時まで | 55 |
| 第2種<br>区域  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣商業地域</li> <li>・商業地域</li> <li>・準工業地域</li> <li>・工業地域</li> <li>・前に掲げる地域に接する地先及び水面</li> </ul>  | 昼間    | 午前8時から午後8時まで   | 65 |
|  |  | 夜間    | 午後8時から翌日午前8時まで | 60 |
| <p>ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> |  |       |                |    |